

景観形成地区内で新築・改修をお考えの方へ「令和5年度景観形成支援事業」のご案内

# 歴史的な町並み景観に資する修景※には補助金（基本上限額 150 万円）が交付されます。

※景観形成地区の種類によっては下記のとおり「生け垣」等にも助成

## 1 景観形成支援事業とは

兵庫県は、昭和60年3月に全国に先駆けて「景観条例」を制定し、県内の伝統的な町並みなどの景観保全等に取り組んできました。その取り組みを実行力のあるものにするためには、地域の住民の主体的な取り組みを支援する必要があることから、その支援策として平成2年10月にこの事業を創設しています。

## 2 修景助成事業の内容

### 1) 助成の考え方

各景観形成地区が定める景観形成基準※に適合させるために、原則、一般的な経費以上の費用が発生する修景工事で、景観形成に資すると行政が判断するものが対象です。※各地区の景観形成ガイドラインを参照  
(注) 勾配屋根や色彩基準に適合するだけの修景は助成対象になりませんのでご注意ください。

### 2) 助成対象となる範囲

一般の方が通行する建物前面の“通り（一般的には前面道路）”や眺望点などから見える建物や塀の部分で、行政により景観形成基準への適合が求められる部分が対象です。

### 3) 助成の種類と助成内容

#### ①歴史的景観形成建築物等修景助成（歴史的景観形成地区内）

助成項目	補助率	補助上限額※ 2)
伝統工法・意匠による歴史的景観の形成に資する修景工事費 ※1) (例) 和瓦葺き屋根、漆喰壁、土壁、板張壁ほか	1/3	150万円 (330万円)
設計費（基本・実施・工事監理含む）	1/3	30万円 (60万円)
合計補助上限額 ※3)		150万円 (330万円)



※1) 工事費は、建物、門塀、その他（垣、柵、擁壁等の外観）を含む

※2) ( ) 括弧書きは景観形成基準を厳守したもの等で「景観形成支援事業 評価・助言委員会」の審査で妥当と判断されたものの補助上限額

※3) 補助額は、項目ごとと合計額の両方で上限額を設定

#### ②一般建築物等修景助成（住宅街等及びまちなか景観形成地区内、景観形成等住民協定地区内）

助成項目	補助率	補助上限額
景観形成基準に適合させるために過大な費用負担が発生する工事 (例) 住宅街等・まちなか景観形成地区の場合 生け垣、植樹、空調屋外機の目隠し 景観形成等住民協定地区の場合 漆喰壁、板張壁、土壁ほか	1/4	75万円



◆歴史的景観形成地区における令和5・6年度の試行的な取組み◆

県内の歴史的景観形成地区は、出石城下町地区（S62）に始まり、直近の三木城下町地区（R5）まで20地区近くが指定されていますが、現存する歴史的町並みの状況は地区により大きく異なります。

地区の実情を踏まえ、より多くの修景協力を得るために試行的に補助率 1/4 と 1/6 助成を創設します。令和7年度以降はその実施結果をもとに取扱いを再検討する予定です。なお、景観形成の進捗状況によっては試行的措置の適用がこれまでの景観形成の取組みの阻害要因となる懸念があることから、地区によって適用の可否判断が異なる場合がありますので、修景計画時に市町窓口でご相談ください。

《試行的措置 1：伝統的工法と同じ外観を有する修景工事の取扱い》

【屋根】景観形成基準に「和瓦※と外観が同様のものとする」「和瓦葺きに努める」「和瓦葺きを基本とする」と記載されている場合は基準に適合しているものとして、外観が和瓦と同様の修景について「補助率 1/4」として助成 ※平板瓦・洋風瓦は非該当



（事例1）軽量金属瓦



（事例2）樹脂混入繊維補強軽量セメント瓦

【外壁】建物全体の意匠とあいまって、伝統的工法「漆喰壁、土壁等」と外観が同じに見える一般的工法による修景について「補助率 1/4」として助成



漆喰塗りに見えない事例（※助成対象外）  
 〔建物：モルタル壁に白色塗装〕  
 塀：同上



漆喰塗りに見える事例  
 〔建物：モルタル壁に白色塗装〕  
 塀：ケイカル板に白色塗装

《試行的措置 2：特に景観に資する修景と判断されるものの取扱い》

伝統的工法及び意匠ではないことが容易に判別がつくものの、行政が特に景観に資する修景と判断するもの※については、行政協議で認められれば原則「補助率 1/6」で助成

※現時点において想定する補助率 1/6 対象は以下のとおり。これら以外は別途協議



外壁の木目調トタン板（側面に限る）  
 （＝通りから見た時に板材には見えない）



和風意匠のアルミ建具



「和瓦葺き」が義務づけとなっている地区における和瓦同様の外観を有する屋根

◆助成額の算出イメージ◆

(注) 以下に記載する工事費は実態を表していません。  
計算方法を示すためのものです。

屋根・外壁・建具の全てが伝統的工法  
(=景観形成基準を厳格に遵守した修景)



※景観形成支援事業評価・助言委員会で審査

《屋根:和瓦葺き》  
※伝統工法かつ意匠  
420万円×1/3=140万円  
《外壁工:漆喰+板張り》  
※伝統工法かつ意匠  
180万円×1/3=60万円  
《建具:木製》  
※伝統工法かつ意匠  
120万円×1/3=40万円

対象合計 240万円  
(基本上限 150万円)  
助成合計 150万円

※評価・助言委員会審査で  
240万円となる見込み

空地(駐車場スペース) 前面の門扉



《構造体(基礎含む)》  
※伝統工法かつ意匠  
一式90万円×1/3=30万円  
《屋根:和瓦葺き》  
※伝統工法かつ意匠  
30万円×1/3=10万円  
《建具:木製》  
※伝統工法かつ意匠  
120万円×1/3=40万円

対象合計 80万円  
(基本上限 150万円)  
助成合計 80万円

和瓦葺+伝統的意匠同様の外壁



《屋根:和瓦葺き》  
※伝統的工法かつ意匠  
300万円×1/3=100万円  
《外壁:漆喰壁風仕上げ》  
※一般工法かつ伝統的意匠  
100万円×1/4=25万円  
《建具:木目調アルミ面格子》  
※特に景観に資する修景  
18万円×1/6=3万円

対象合計 128万円  
(基本上限 150万円)  
助成合計 128万円

屋根面積の大きな建物



※景観形成支援事業評価・助言委員会で審査

《屋根:和瓦葺き》  
※伝統工法かつ意匠  
900万円×1/3=300万円

対象合計 300万円  
(基本上限 150万円)  
助成合計 150万円

※300万円の助成を得るに  
は委員会審査が必要

屋根以外は伝統的意匠でない一般工法



《屋根:和瓦葺き》  
※伝統工法かつ意匠  
300万円×1/3=100万円  
《外壁:乾式工法+吹付》  
ホト目地はコーキング処理  
※補助対象外  
《建具:アルミ》  
※補助対象外

対象合計 100万円  
(基本上限 150万円)  
助成合計 100万円

隣家撤去後の側壁の修景



《外壁:木目調・タン板張り》  
(妻面)和風意匠のトタン板張り  
※一般工法かつ和風意匠  
60万円×1/6=10万円

対象合計 10万円  
(基本上限 150万円)  
助成合計 10万円

(補足1) 150万円を超える交付申請について

交付申請額が150万円を超えるもの(=高額助成)については、  
前述のとおり「景観形成支援事業評価・助言委員会※」で審査する  
こととなります。年4回(6、9、12、3月)の開催時期が決ま  
っていますので、申請時期にご注意ください。  
※学識者等によって構成するセンター所管の委員会



修景助成事業申請様式は、こちらの  
ダウンロードサイトから入手可能です

(補足2) 基本補助上限額等について

前述の各種補助上限額(75万円・150万円・330万円)は一敷地当たりかつ年度当たりの上限額で  
す。よって、屋根、外壁、門扉などへの助成を違う年度で申請することが出来ます。なお、補助金を活用  
して改修した部分は10年以上経過しないと再度の補助は受けられませんのでご注意ください。



### 3 景観まちづくりアドバイザー派遣の内容

#### 1) アドバイザーの派遣対象

旧街道沿いなど歴史的景観の核となる重要な場所における修景工事については、原則、当センターの「まちづくり専門家バンク」に登録された景観まちづくりアドバイザー派遣を受けることが助成の要件になります。なお、以下に該当する場合は対象外です。

- ①景観まちづくりアドバイザーによる設計・監理工事
- ②リテージ・ネーグラー等伝統的な建物に詳しい専門家による設計・監理工事
- ③屋根の補修・葺替、外壁の塗替による修景工事
- ④被災により緊急を要する補修に伴う修景工事
- ⑤その他、市町・センター間の協議により派遣不要と認める工事



#### 2) 指導の概要

景観形成地区等での建物等の新築や外観の修繕、模様替えに際して、その地区の景観形成にふさわしい外観とするためのポイント等について、最大3回の派遣によりアドバイスをします。申請者との打合せ時には設計者（又は工務店）の同席もお願いします。

##### 《留意点》

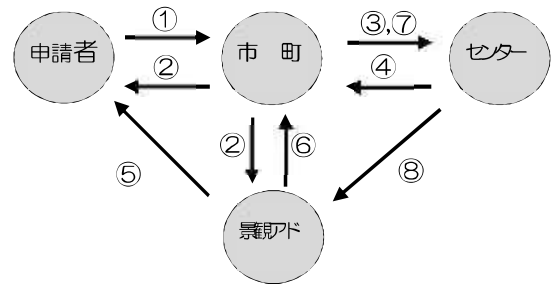
実際の設計を行うのではなく、設計や修理にあたり修景に関して考慮すべき点をアドバイスします。またその時点での設計案について修景の観点からアドバイスします。

##### （派遣のイメージ）

- 第1回目 現地チェック・所有者ヒアリング
- 第2回目 修景方針アドバイス
- 第3回目 まとめ・報告

##### 《アドバイザー派遣の流れ》

- ①申請者：市町窓口へ修景相談
- ②市 町：設計に係る留意事項及び助成事業の説明とともに景観アドに派遣打診
- ③市 町：センターへ派遣申請
- ④センター：派遣を決定
- ⑤景観アド：申請者に修景指導
- ⑥景観アド：市町に完了報告
- ⑦市 町：センターへ完了報告
- ⑧センター：景観アドに報酬を支払い



景観まちづくりアドバイザー派遣に関する事務手順の詳細は、こちらでご確認ください



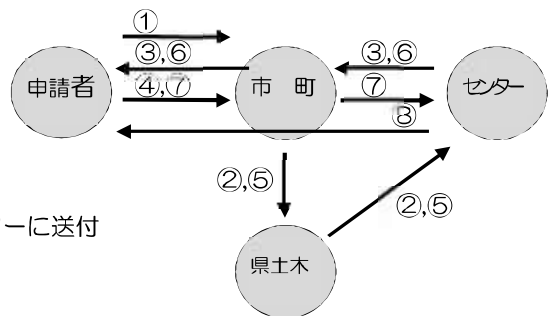
まちづくり専門家バンク（景観アドバイザー一覧）は、こちらで閲覧可能です



### 4 修景助成事業の申請手続き

#### 《（アドバイザー派遣後の）助成金交付申請手続きの流れ》

- ①申請者：設計・見積り・補助対象工事の整理等の後、交付申請書を市町に提出
- ②市 町：審査の上、県土木経由でセンターに送付
- ③センター： // 交付決定通知を市町経由で申請者に送付
- ④申請者：工事完了後に完了報告書を市町に提出
- ⑤市 町：審査の上、完了報告書を県土木経由でセンターに送付
- ⑥センター：額の確定通知を市町経由で申請者に送付
- ⑦申請者：請求書を市町経由でセンターに提出
- ⑧センター：申請者に助成金を支払い



【問合わせ先】（公財）兵庫県まちづくり技術センターまちづくり推進部（景観助成担当）

TEL 代表（078）367-1260 / E-mail : machicen@hyogo-ctc.or.jp